

# 三位一体の改革(平成16年度～18年度)について(国資料等による推計)

( ) 内は本県影響額

国庫補助負担金の改革(平成16～18年度) 4兆6,661億円

税源移譲に結びつく補助負担金の廃止 3兆1,176億円

交付金化 7,943億円 スリム化 9,886億円

都道府県への税源移譲対象補助負担金 2兆4,000億円程度 <b>(1,244億円)</b>					市町村への 税源移譲対象補助金 7,000億円程度	厚生労働省関係 1,387億円 農林水産省関係 3,067億円 国土交通省関係 2,626億円 (まちづくり交付金を含む) 等	・都市河川改修費補助 ・中山間総合整備事業 費補助金 等
※義務教育費 (共済給付金等) 2,184億円 (110億円)	義務教育費 (退職手当等) 2,309億円 (119億円)	義務教育費国庫負担金 8,467億円 (433億円)	国民健康保険 6,862億円 (372億円)	その他 4,178億円 (210億円)			

- 17年度までの改革内容(上記以外で主なもの)
- ・協同農業普及事業交付金 146億円(5億円)
  - ・公営住宅家賃収入補助 346億円(26億円)
  - ・高等学校等奨学事業費補助金 42億円(2億円)

- 18年度の改革内容(都道府県分:主なもの)
- ・児童手当(拡充分除き) 789億円(47億円)
  - ・児童扶養手当 321億円(8億円)
  - ・介護保険給付費負担金(施設分) 1,302億円(61億円)
  - ・施設費 303億円(32億円)
  - ・公営住宅家賃対策等補助 等 652億円(20億円)

- 【交付金化⑯～⑰】
- ・まちづくり交付金 2,380億円
  - ・地域住宅交付金 1,520億円
  - ・地域介護・福祉空間整備等交付金 866億円
- 地域介護・福祉空間整備等交付金(うち県分) 274億円(32億円)
- ・次世代育成支援対策施設整備交付金 167億円 等
- 次世代育成支援対策施設整備交付金(うち市町村分) 43億円

## ○18年度の暫定的な措置

税源移譲額	3兆94億円(18年度:所得譲与税)
都道府県への税源移譲額	2兆1,800億円程度 <b>(1,298億円)</b>
市町村への税源移譲額	8,300億円程度

## ○19年度からの本格的な税源移譲

税源移譲額	3兆100億円程度(所得税から住民税所得割への移譲)
都道府県への税源移譲額	2兆2,800億円程度
市町村への税源移譲額	7,300億円程度
10%比例税率 県:4%、市町村:6%	

- ☆市町村移譲とされた主なもの
- ⑯児童保護費等負担金(公立保育所運営費) 1,661億円
  - 介護保険事務費交付金 305億円
  - ⑰公営住宅家賃収入補助 295億円
  - 養護老人ホーム等保護費負担金 567億円
  - 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 134億円
  - ⑰児童手当 789億円
  - 児童扶養手当 1,484億円
  - 公立学校等施設整備費補助金 161億円
  - 公営住宅家賃対策等補助 354億円
  - 農業共済事業事務費負担金 55億円
  - 農業委員会交付金 23億円

※税源移譲に結びつく補助金の廃止については、平成15年度の義務教育費国庫負担金の一般財源化を含む。

○三位一体の改革（平成16年度～18年度）における主な国庫補助負担金の改革

※（ ）内は、本県影響額

4兆円を上回る国庫補助負担金改革（うち税源移譲に結びつく改革 31,176億円）（1,244億円）

○義務教育費国庫負担金 12,960億円（662億円）（平成15～18）

○一般財源化の経緯

平成15年度改革分	共済長期給付金負担金等に係る一般財源化	2,184億円（110億円）	← ※国庫補助負担金改革の芽出し部分
平成16年度改革分	退職手当、児童手当に係る一般財源化	2,309億円（119億円）	
平成17・18年度改革分	国庫負担率引下げ（1/2→1/3）	8,467億円（433億円）	

○国民健康保険国庫負担 6,862億円（372億円）（平成17～18）

〔都道府県財政調整交付金〕平成17年度新設

（改革前）国財政調整交付金10%、定率国庫負担40%

⇒（改革後）国財政調整交付金9%、定率国庫負担34%、**県調整交付金7%**（※平成17年度は、県調整交付金は5%）

〔保険基盤安定制度（保険料軽減分）〕

（改革前）国1/2、県1/4、市町村1/4

⇒（改革後）国0、**県3/4**、市町村1/4 ※県への移譲対象分（3/4-1/4）=2/4

○介護保険給付費等負担金（うち施設分） 1,302億円（61億円）（平成18）

○公費負担分（全体の約50%）

（改革前）国25%、県12.5%、市町村12.5%

⇒（改革後）国20%、**県17.5%**、市町村12.5% ※県への移譲対象分（17.5-12.5）=+5%

○児童手当国庫負担金（拡充分除き 都道府県分） 789億円（47億円）（平成18）

○費用負担

被用者（0～3歳）

	改革前	改革後	移譲割合
事業者	7/10	7/10	-
国	2/10	1/10	(△1/10)
都道府県	0.5/10	1/10	+0.5/10
市町村	0.5/10	1/10	+0.5/10

被用者（3歳～小学3年）及び非被用者

	改革前	改革後	移譲割合
国	4/6	1/3	(△1/3)
都道府県	1/6	1/3	+1/6
市町村	1/6	1/3	+1/6

※18年度から、別に所得制限の緩和及び対象年齢引上げ（小学6年）の拡充分あり  
↓  
児童手当特例交付金及びたばこ税で財源措置

○手当額（変更なし）

第1子・第2子…5,000円/月、第3子…10,000円/月

○児童扶養手当国庫負担金（都道府県分） 321億円（8億円）（平成18）

○費用負担

（改正前）国3/4、手当実施団体（都道府県（町村部）及び市）1/4

⇒（改正後）国1/3、手当実施団体（都道府県（町村部）及び市）2/3

